



## 第74回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

開催場所 香川県高松市木太町2191番地1  
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件

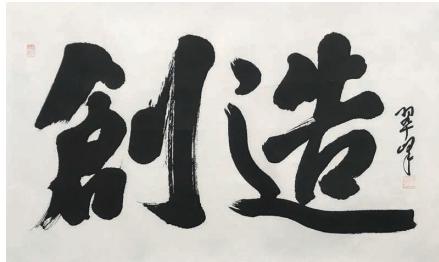
株式会社 タダノ

証券コード：6395

### 新型コロナウイルス対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による議決権の事前行使をご検討下さいますようお願い申し上げます。当日ご出席の株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。当日会場において、当社スタッフのマスク着用、アルコール消毒、体調不良と思われる株主様への入場のお断り等、感染防止のためのご協力をお願いする場合がありますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。感染予防の観点から、議事の時間を短縮し、報告事項及び議案の詳細説明は省略させていただきます。事前に招集通知をご高覧をお願い申し上げます。今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.tadano.co.jp/>）においてお知らせいたします。

世の中のお役に立つ製品を –  
経営理念「創造・奉仕・協力」の実現こそが  
タダノの事業目的です。



## 目次

株主の皆様へ	2
第74回 定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役9名選任の件	13
第4号議案 監査役2名選任の件	25
招集通知添付書類	
事業報告	30
連結計算書類	50
個別計算書類	52
監査報告書	54

株主の皆様へ

## ONE TADANO

タダノグループの総力を結集して  
新たな時代へ

代表取締役社長・CEO 氏家 俊明



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された方々やご家族及び関係者の皆様にお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止にご尽力されている皆様には、深く感謝申し上げます。

当社第74回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

さて、タダノグループは、長期目標である「LE世界No.1」の実現を目指し、タダノグループ各社の総合力を結集し、「ONE TADANO」の名のもとに、グループ経営の同期化を図りながら、製品の生産体制の世界最適も追求し、グループとして最大限のシナジー効果を生み出していきたいと考えております。

世界各国でクリーンエネルギーへのシフトが加速する中、タダノグループでは、「2050年カーボンネットゼロ」を目指すことを宣言し、長期環境目標を設定してCO2排出量の削減に取り組んでおります。その一つが、電気力で作業と走行ができる、世界初となるCO2排出ゼロの「電動ラフテレーンクレーン」です。2023年内の商品化を目指しております。

私たちタダノグループは、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年5月

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地  
**株式会社 タダノ**  
代表取締役社長 氏家 俊明

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、議決権行使書用紙の郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(5頁～6頁)に沿って、2022年6月23日(木曜日)午後5時25分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1  
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第74期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第74期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件

#### 4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 株主総会にご出席いただけない場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以上

- 
- ◎当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は軽装(クールビズ)で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.tadano.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
- ① 事業報告 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
  - ② 連結計算書類 連結株主資本等変動計算書及び注記
  - ③ 計算書類 株主資本等変動計算書及び注記
- 従って、本招集ご通知の提供書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.tadano.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 招集ご通知

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。  
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 **2022年6月24日（金曜日）午前10時**

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

議決権行使期限 **2022年6月23日（木曜日）  
午後5時25分到着分まで**

### インターネットで議決権を行使される場合



パソコンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使期限 **2022年6月23日（木曜日）午後5時25分まで**

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

### 議決権の行使のお取り扱い

書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

### 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社「ICJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

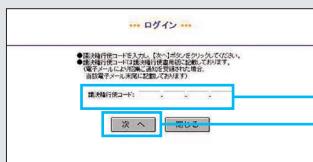
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

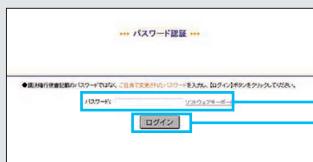
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

## スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

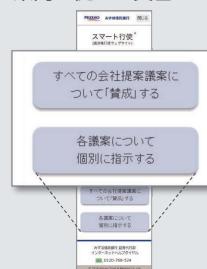
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

お問い合わせ先について  
ご不明な点は、株主名簿管理人である  
みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせ下さい。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524 (年未年始を除く 9:00~21:00)

### ご注意

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、株主に対する安定的な利益還元を継続することを基本とし、財務体質の健全性、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案のうえで決定することとしております。

内部留保は、「LE(Lifting Equipment)世界No.1」を目指し、「四拍子そろったメーカー（商品力・製品品質・部品を含めたサービス力・中古車流動性）」として成長していくための投資等に充当し、持続的成長と企業価値向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、業績及び今後の経営環境を勘案し、次のとおりとさせていただきます。存じます。

### 期末配当に関する事項

1	<b>配当財産の種類</b> 金銭といたします。
2	<b>株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額</b> 当社普通株式1株につき金4円 総額 507,094,624円 なお、中間配当金3円と合わせ、年間配当金は前期よりも4円増配の1株につき7円となります。
3	<b>剰余金の配当が効力を生ずる日</b> 2022年6月27日（月曜日）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社及び国内連結子会社の決算期は毎年3月31日、海外連結子会社の決算期は主に毎年12月31日となっておりますが、グループ内で決算期を統一することで、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性向上、及び更なるグローバル化推進によるONE TADANOの実現を目指し、決算期を12月31日に統一することといたします。この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第44条（事業年度）の変更だけでなく、同変更による調整のため、現行定款第11条（株主総会の招集）、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）、現行定款第45条（剰余金の配当）及び現行定款第46条（中間配当）の各条項に所要の変更を行うものであります。また、第75期事業年度は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられること、及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するものであります。
  - ② 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ③ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できるよう、現行定款第28条（社外取締役との責任限定契約）及び現行定款第39条（社外監査役との責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。また、上記と同様の理由で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を変更するものであります。なお、現行定款第28条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

# 株主総会参考書類

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には随時これを招集する。</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は毎年<u>3月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には随時これを招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p>
<p>第13条 (条文省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条～第27条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)</u>の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第29条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) 第39条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p>	<p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p>

# 株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当) 第45条 剰余金の配当は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(剰余金の配当) 第45条 剰余金の配当は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>附則 第1条 <u>第44条の規定にかかわらず、第75期事業年度は2022年4月1日から2022年12月31日までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 <u>第46条の規定にかかわらず、第75期の中間配当の基準日は2022年9月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 <u>前二条および本条は、2022年12月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第4条 <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>ただし、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第5条 <u>前条および本条は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

# 株主総会参考書類

## 第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役会は、取締役候補者の選任にあたり、公正性及び透明性の確保に資するため、事前に過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問したうえで、取締役候補者を決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	ただの 多田野 宏 一 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役会長	17回/17回
2	うじ いえ とし あき 氏 家 俊 明 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役社長・CEO 欧州事業部門統括	17回/17回
3	さわ だ けん いち 澤 田 憲 一 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役執行役員常務・グローバルオ フィサー ものづくり関連 インド事業部門担当 グローバルオフィス (RT・TC)	17回/17回
4	ごう だ ひろ ゆき 合 田 洋 之 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">新任</span>	執行役員常務 開発部門担当	—
5	いし づか たつ ろう 石 塚 達 郎 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役	13回/13回
6	おお つか あき こ 大 塚 聡 子 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役	13回/13回
7	かね こ じゅん いち 金 子 順 一 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">新任</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>	顧問	—
8	たて ぬま こう いち 蓼 沼 宏 一 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役	13回/13回
9	むら やま しょう さく 村 山 昇 作 <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>	取締役	17回/17回

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 取締役 石塚達郎、大塚聡子、蓼沼宏一の各氏は、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2021年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。



候補者番号 **1** ただのこういち **多田野 宏一** 1954年7月3日生

**再任**

取締役会への出席状況 17回／17回 (100%)  
 所有する当社株式の数 319,928株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	丸紅株式会社入社	1999年 4月	取締役、執行役員常務
1988年 6月	当社入社	2001年 4月	取締役、執行役員専務
1991年 6月	社長室長	2002年 4月	代表取締役、執行役員専務
1997年 1月	ファウンGmbH (現：タダノ・ファウンGmbH)	2003年 6月	代表取締役社長
	取締役社長	2021年 4月	代表取締役会長 (現任)
1997年 6月	取締役		

### 重要な兼職の状況

一般財団法人多田野奨学会理事長

#### 取締役候補者とした理由

多田野宏一氏は、当社の代表取締役社長に就任以来、それまでの豊富な経験を活かしつつ、経営の中枢において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの長期的成長に力を尽くしてきました。また、2021年4月からは当社の代表取締役会長に就任しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。

# 株主総会参考書類



候補者番号 **2** うじいえ としあき  
**氏家 俊明** 1961年8月29日生

---

**再任**

取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)  
所有する当社株式の数 61,225株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	丸紅株式会社入社	2019年 4月	当社入社企画管理部門付顧問
2009年 4月	同社建設機械部長	2019年 6月	取締役、執行役員専務
2013年 4月	同社経営企画部長	2020年 6月	代表取締役副社長
2014年 4月	同社執行役員	2021年 4月	代表取締役社長・CEO
2017年 4月	同社常務執行役員	2022年 1月	代表取締役社長・CEO、欧州事業部門統括（現任）
2018年 4月	同社常務執行役員、輸送機グループCEO		

### 取締役候補者とした理由

氏家俊明氏は、総合会社において長年にわたって建設機械部門に携わり、国内外の建設機械分野の豊富な経験と高い見識を有しており、当社のグローバル化推進に貢献してきました。また、2021年4月に当社の代表取締役社長に就任し、強力なリーダーシップを発揮しており、今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号 **3** さわだ けんいち  
**澤田 憲一** 1966年5月3日生

---

**再任**

取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)  
 所有する当社株式の数 51,654株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年12月	当社入社	2020年6月	取締役、執行役員常務
2004年4月	タダノ・アメリカCorp.取締役社長	2022年4月	取締役、執行役員常務・グローバルオフィサー、ものづくり関連、インド事業部門担当、グローバルオフィス (RT・TC) (現任)
2008年4月	執行役員		
2017年4月	執行役員常務		
2017年7月	執行役員常務、欧州事業部門担当、タダノ・ファウンGmbH取締役社長		

#### 取締役候補者とした理由

澤田憲一氏は、米州事業、欧州事業、CS、ICT、生産及び品質安全部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有し、当社グループの成長に貢献してきました。今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者いたしました。

# 株主総会参考書類



候補者番号 **4** ごうだ ひろゆき **合田 洋之** 1968年2月12日生

---

**新任**

取締役会への出席状況 —  
所有する当社株式の数 13,771株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	当社入社	2017年 4月	執行役員
2008年 4月	LE開発第一部長	2020年 6月	執行役員常務、開発部門担当（現任）
2012年 4月	タダノ・インディア Pvt. Ltd. 取締役		

### 取締役候補者とした理由

合田洋之氏は、開発部門の担当として重要な役割を担い、これら分野の豊富な経験と高い見識を有し、当社グループの成長に貢献してきました。今後さらに、当社グループを成長させていくために重要な役割を果たすものと判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号 **5** いしづか たつろう  
**石塚 達郎**

1955年12月23日生

---

**再任**

**社外**

**独立役員**

**取締役会への出席状況** 13回/13回 (100%)

**所有する当社株式の数** 880株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	株式会社日立製作所入社	2017年 6月	同社代表執行役執行役会長、取締役
2009年 4月	同社理事 電力グループ日立事業所長	2020年 3月	K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役(現任)
2014年 4月	同社代表執行役執行役副社長	2021年 4月	当社顧問
2015年 4月	日立ヨーロッパLTD.取締役副会長	2021年 6月	取締役(現任)
2016年 7月	株式会社日立総合計画研究所取締役会長	2022年 3月	AGC株式会社社外監査役(現任)
2017年 4月	日立建機株式会社代表執行役執行役会長		

### 重要な兼職の状況

K&O エナジーグループ株式会社社外取締役、AGC 株式会社社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石塚達郎氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、総合電機メーカー及び建機メーカーの経営者としての長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、経営者としての長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

# 株主総会参考書類



候補者番号 **6** おおつか あきこ **大塚 聡子** 1961年10月20日生

**再任** **社外** **独立役員**

取締役会への出席状況 13回/13回 (100%)  
所有する当社株式の数 397株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社東芝入社	2019年 4月	日本航空宇宙学会男女共同参画委員会幹事
1995年10月	米国スタンフォード大学大学院留学	2021年 4月	当社顧問
2007年 4月	日本電気株式会社入社	2021年 6月	取締役 (現任)
2015年 7月	ロケット協会男女共同参画委員会 (宙女)事務局 (現任)	2022年 4月	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA)
2017年11月	日本電気株式会社宇宙システム事業部第一宇宙システムグループ エキスパート		有人宇宙技術部門有人宇宙技術センター 主管研究開発員 (現任)
2018年 3月	慶應義塾大学 博士 (システムエンジニアリング学) 取得		

## 重要な兼職の状況

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 有人宇宙技術部門有人宇宙技術センター 主管研究開発員

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大塚聡子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、国際宇宙ステーションのロボットアームの開発や男女共同参画委員会等で培った豊富な知識と経験を有しております。同氏には、製品開発や男女共同参画委員会等で培った豊富な知識と経験を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。



候補者番号 **7** かね こ じゅんいち **金子 順一** 1953年11月1日生

**新任** 取締役会への出席状況 ー

**社外** 所有する当社株式の数 0株

**独立役員**

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	労働省入省	2017年 7月	ポストン・コンサルティング・グループ シニアアドバイザー
2007年 8月	厚生労働省大臣官房長	2019年 6月	公益社団法人全国シルバー人材センター 事業協会会長（現任）
2008年 7月	厚生労働省労働基準局長	2022年 3月	当社顧問（現任）
2012年 9月	厚生労働事務次官		
2015年 4月	大正大学地域構想研究所客員教授		

### 重要な兼職の状況

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会会長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金子順一氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、厚生労働省労働基準局長、厚生労働事務次官などの要職を歴任し、雇用・労働行政分野におけるコンプライアンス及び人財戦略に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。同氏には、雇用・労働行政分野におけるコンプライアンス及び人財戦略に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

# 株主総会参考書類



候補者番号 **8** た で ぬ ま こ う い ち  
**蓼沼 宏一** 1959年10月12日生

再任	取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
社外	所有する当社株式の数	1,193株
独立役員		

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	一橋大学経済学部専任講師	2011年4月	一橋大学大学院経済学研究科長・経済学部長
1992年4月	一橋大学経済学部助教授	2014年12月	一橋大学長
1998年4月	一橋大学大学院経済学研究科助教授	2020年12月	当社顧問
2000年4月	一橋大学大学院経済学研究科教授 (現任)	2021年6月	取締役 (現任)

## 重要な兼職の状況

一橋大学大学院経済学研究科教授

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

蓼沼宏一氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、経済学に関する高い見識及び大学運営における豊富な経験を有しております。同氏には、経済学に関する見識及び大学運営における豊富な経験を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。



候補者番号 **9** **村山 昇作** むらやま しょうさく 1949年9月21日生

**再任** 取締役会への出席状況 17回／17回 (100%)

**社外** 所有する当社株式の数 5,212株

**独立役員**

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	日本銀行入行	2011年 6月	iPSアカデミアジャパン株式会社代表取締役社長
1981年 2月	同行ニューヨーク事業所エコノミスト	2014年 6月	東邦ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
1994年11月	同行高松支店長	2014年 7月	株式会社iPSポータル代表取締役社長
1998年 6月	同行調査統計局長	2020年 6月	当社取締役 (現任)
2002年 3月	帝國製菓株式会社代表取締役社長		

### 重要な兼職の状況

東邦ホールディングス株式会社社外取締役、一般社団法人天体望遠鏡博物館代表理事

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村山昇作氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、経済、金融及び企業経営に関する豊富な知識と経験を有し、当社経営を適切に監督いただいております。同氏には、経済、金融及び企業経営に関する豊富な知識と経験を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

## 株主総会参考書類

- (注) 1. 取締役候補者 多田野宏一氏は、一般財団法人多田野奨学会の理事長を務めております。当社と一般財団法人多田野奨学会とは、不動産の賃貸借取引を行っております。  
その他の取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、各候補者のタダノ役員持株会における持分株数が含まれております。
3. 石塚達郎、大塚聡子、金子順一、蓼沼宏一、村山昇作の各氏は社外取締役の候補者であります。  
また、石塚達郎、大塚聡子、蓼沼宏一の各氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。村山昇作氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について  
社外取締役候補者 石塚達郎、大塚聡子、蓼沼宏一、村山昇作の各氏につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。また、社外取締役候補者 金子順一氏が原案どおり選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずる損害が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容で更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者が特に有する専門性 (スキルマトリックス)

候補者 番号	氏名	経営	ガバナンス リスク管理	財務・会計	製造・技術 研究開発	マーケティング 営業	グローバル 経験
1	多田野 宏 一	●	●	●	●	●	●
2	氏 家 俊 明	●	●	●		●	●
3	澤 田 憲 一	●			●	●	●
4	合 田 洋 之				●		●
5	石 塚 達 郎	●	●	●	●		●
6	大 塚 聡 子				●		●
7	金 子 順 一	●	●	●			
8	蓼 沼 宏 一	●	●	●			●
9	村 山 昇 作	●	●	●	●		●

# 株主総会参考書類

## 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 西陽一郎、井之川和司の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

取締役会は、監査役候補者の選任にあたり、公正性及び透明性の確保に資するため、事前に過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問したうえで、監査役候補者を決定しております。

なお、選任いただいた場合の任期は、第78回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	にし よう いち ろう 西 陽 一 郎	常勤監査役	17回／17回	14回／14回
2	わた なべ こう じ 渡 辺 耕 治	社外 独立役員	—	—

新任 新任監査役候補者 再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立役員 東京証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号 **1** にし よういちろう  
**西陽一郎** 1956年2月24日生

**再任**

取締役会への出席状況	17回／17回 (100%)
監査役会への出席状況	14回／14回 (100%)
所有する当社株式の数	45,394株

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年 4月	ヤンマーディーゼル株式会社 (現：ヤンマーホールディングス株式会社) 入社	2009年 1月	開発企画部長
2005年 4月	同社開発本部トラクタ開発部第1技術部部長	2009年 4月	執行役員
2007年 1月	ヤンマー農機株式会社 (現：ヤンマーアグリ株式会社) トラクタ事業本部開発部第3開発グループ部長	2011年 4月	執行役員常務
2008年 6月	同社トラクタ事業本部開発部製品技術部長	2011年 6月	取締役、執行役員常務
2008年 9月	当社入社	2020年 6月	常勤監査役 (現任)

#### 監査役候補者とした理由

西陽一郎氏は、開発、生産及び品質安全部門などの部門統括や担当として幅広い役割を担い、これらの分野の豊富な経験と高い見識を有していることから、幅広い視野に基づく監査が期待できると判断し、監査役候補者となりました。

# 株主総会参考書類



候補者番号 **2** わたなべ こうじ **渡辺 耕治** 1961年11月4日生

新任	取締役会への出席状況	—
社外	監査役会への出席状況	—
独立役員	所有する当社株式の数	0株

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 4月	香川県警察官拝命	2021年 3月	香川県警察本部生活安全部地域監
2010年 4月	香川県警察本部捜査第一課管理官		
2014年 3月	香川県警察本部捜査第一課長		
2020年 3月	高松南警察署長		

### 社外監査役候補者とした理由

渡辺耕治氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者といたしました。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、候補者のタダノ役員持株会における持分株数が含まれております。
3. 渡辺耕治氏は、社外監査役候補者であります。
4. 監査役との責任限定契約について  
監査役候補者 西陽一朗氏が原案どおり選任された場合には、第2号議案の可決を条件として、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。社外監査役候補者 渡辺耕治氏が原案どおり選任された場合には、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずる損害が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容で更新する予定であります。

# 株主総会参考書類

(ご参考)

## 社外役員の独立性判断基準

当社における、社外取締役および社外監査役（以下総称して、「社外役員」という）の独立性の判断基準について、社外役員が以下のいずれかの者に該当する場合、一般株主との利益相反が生じるおそれがある、経営陣から著しいコントロールを受ける者、あるいは経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者とみなして、独立性なしと判断します。

1. 当社の大株主または大株主が法人である場合は、当該大株主の業務執行者  
※大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。  
※業務執行者とは、業務執行取締役だけでなく、執行役、執行役員および使用人も含まれます。（以下、同様です。）
2. タダノグループを主要な取引先とする者またはその業務執行者  
※タダノグループを主要な取引先とする者とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%以上の支払をタダノグループから受けている者（法人・団体を含む）をいいます。
3. タダノグループの主要な取引先またはその業務執行者  
※主要な取引先とは、直近の3事業年度のいずれかにおいて当該取引先に対する売上高が、タダノグループの連結売上高の2%以上を占めている取引先をいいます。
4. タダノグループから多額の寄付を受けている者（法人・団体等の場合は理事その他の業務執行者）  
※多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
5. タダノグループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等  
※多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいいます。
6. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族
  - (1) タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人
  - (2) 過去1年間において、タダノグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
  - (3) 上記 1. から 5. に該当する者※重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいいます。

注：タダノグループとは、当社およびその連結子会社をいいます。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は厳しい状況が続きましたが、10月には緊急事態宣言が解除され経済活動の正常化が進んだことにより、持ち直しの動きが見られました。

海外においても、新型コロナウイルスの世界的感染拡大が進んだものの、先進国を中心としたワクチン普及により、経済活動が再開され、景気は回復基調が続いています。

一方、世界的な半導体不足による調達環境の悪化、原材料価格の高騰に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や中国におけるロックダウンなど、足許では先行き不透明な状況が深まっております。

私どもの業界は、日本では、大型公共工事を中心に比較的順調な稼働を背景として、需要も増加傾向にあるものの、全体として本格的な需要回復には至りませんでした。海外需要は、ワクチン接種の広がりや経済対策が追い風となり、欧州を除いて増加しました。しかし、調達環境の悪化による生産遅れなどが、需要拡大の重石となりました。

このような経営環境の中、当社グループは、調達環境悪化の影響を最小限に抑えるよう努めるとともに、販売価格の見直しや諸経費圧縮、棚卸資産の適正化に取り組みました。また、環境にも配慮した製品を国内外において投入しました。

# 事業報告

日本向け売上高は、需要の増加に加え、収益認識に関する会計基準を適用した結果、建設用クレーンが増加したものの、車両搭載型クレーン・高所作業車は調達環境の悪化による出荷遅れもあり減少し、929億8千3百万円（前期比99.7%）となりました。海外向け売上高は、中南米を除く全ての地域で増加したものの、欧州において部品調達の遅滞に伴う生産の遅れ等の影響もあり、1,126億7千8百万円（前期比121.5%）となりました。この結果、総売上高は2,056億6千1百万円（前期比110.5%）、海外売上高比率は54.8%となりました。

売上の増加に加え、欧州事業再生手続きの効果による固定費の圧縮に伴う売上原価率の改善と販売費及び一般管理費の圧縮等により、営業利益は52億5千1百万円（前期41億9千6百万円の損失）、経常利益は54億5千4百万円（前期46億8千3百万円の損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、欧州事業再生関連収益等を計上した結果、130億9千6百万円（前期129億8千7百万円の損失）となりました。

### 日本向け売上高

(百万円)



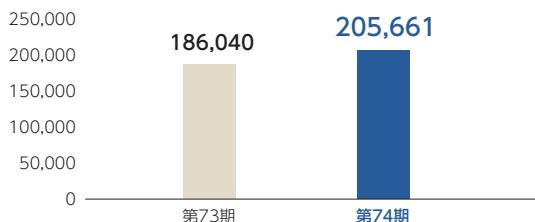
### 海外向け売上高

(百万円)



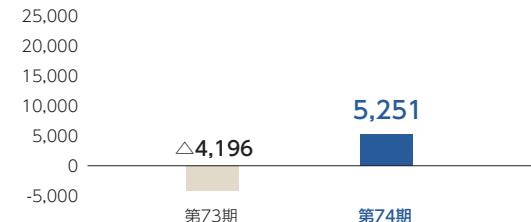
### 売上高

(百万円)



### 営業利益又は 営業損失 (△)

(百万円)



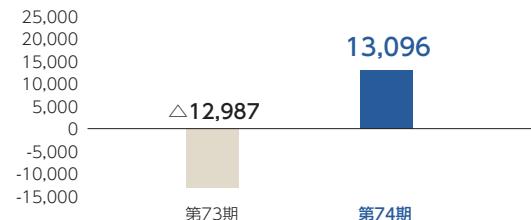
### 経常利益又は 経常損失 (△)

(百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(百万円)



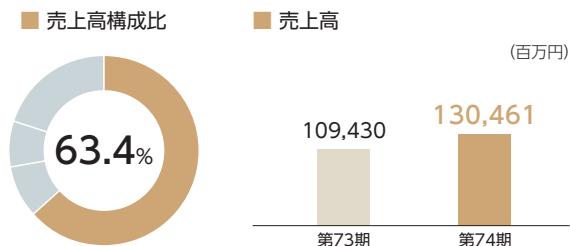
さて、2018年1月19日に公表しました米国排ガス規制の緩和措置に関する自己申告について、2021年1月、米国当局（環境保護庁・司法省）から当社グループによる違反とそれに伴う民事制裁金（Civil Penalty）4,050万USドルおよびその他の合意条件について提案を受け、2021年3月期に4,050万USドルを引当計上いたしました。当局との協議を継続する中、追加費用が発生する見込みが高くなったため、第3四半期に1,176万USドルを追加で引当計上いたしました。なお、当局との協議は継続中であり、最終的に確定した段階において、改めてお知らせいたします。株主及び関係各位に多大なご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

主要品目別の状況は次のとおりです。

## 建設用クレーン

日本向け売上は、需要の増加に加え、収益認識に関する会計基準を適用した結果、427億2千5百万円（前期比107.8%）となりました。

海外向け売上は、中南米を除く全ての地域で増加し、877億3千6百万円（前期比125.7%）となりました。この結果、建設用クレーンの売上高は1,304億6千1百万円（前期比119.2%）となりました。

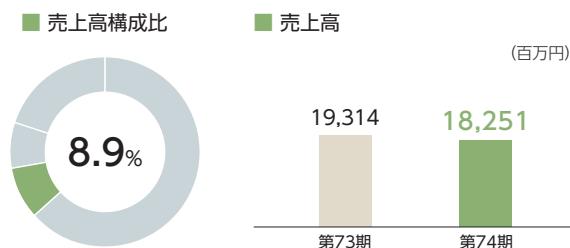


## 車両搭載型クレーン

日本向け売上は、トラック登録台数の減少が車両搭載型クレーンの販売にも影響し、168億1千5百万円（前期比93.8%）となりました。

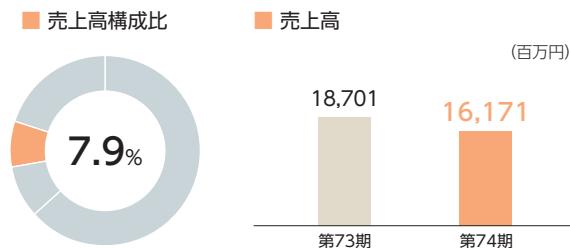
海外向け売上は、14億3千6百万円（前期比103.1%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は182億5千1百万円（前期比94.5%）となりました。



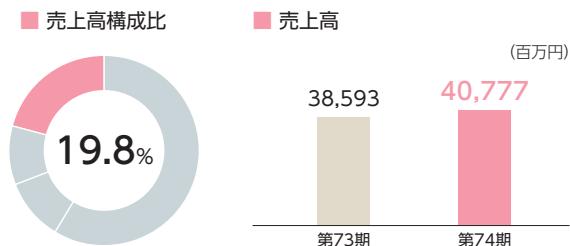
## 高所作業車

高所作業車は、トラックをはじめとした調達環境の悪化による出荷遅れと機種構成の変化により、売上高は161億7千1百万円（前期比86.5%）となりました。



## その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、407億7千7百万円（前期比105.7%）となりました。



今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止策や、各種政策の効果により、持ち直しの動きが続くことが期待されます。その一方、ロシアによるウクライナ侵攻や中国のゼロコロナ政策、原材料価格の上昇や調達環境の制約、各国の金融政策等、不透明な状況が深まっております。

当社グループを取り巻く市場環境につきましては、日本では、インフラ投資や国土強靱化に伴う災害対策などの大型工事を中心に建設用クレーンの高稼働が見込まれております。海外においても、原油をはじめとした資源価格上昇に伴うプロジェクト再開に加え、経済回復に向けた公共投資、クリーンエネルギー関連工事等により、需要回復の動きが継続する見込みです。

一方、不安定な調達環境がものづくりに与える影響や、更なる原材料価格の上昇等が懸念されますが、生産リードタイムの短縮や製品価格の見直し等で利益確保に努めます。

また、将来の持続的成長に向け、電動化などの環境対応をはじめとした新製品開発やDX推進などの投資も併せて進めていく計画としております。

2021年4月28日に公表しました「タダノグループ中期経営計画（21-23）」につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻や中国のゼロコロナ政策、原材料価格の上昇や調達環境の制約、各国の金融政策等、先行きが不透明な状況にありますが、当初計画に沿った取組みを引き続き推進してまいります。

# 事業報告

当社グループは、「タダノグループ中期経営計画（21-23）」の重点テーマの一つとして、ESG・SDGs推進に取り組んでおります。2021年4月、当社グループとして「2050年カーボンネットゼロ」を目指すことを宣言し、その過程として、「2019年度比で、2030年に事業活動におけるCO2排出量25%削減、製品におけるCO2排出量35%削減、事業活動における産業廃棄物排出量50%削減」を長期環境目標として掲げています。「Tadano Green Solutions」を推進することで、地球環境の改善、脱炭素社会の実現に貢献していきます。また、2021年4月、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明しています。



**\* Tadano Green Solutionsとは**

社会の一員として、地球環境の改善、脱炭素社会の実現に貢献するための  
タダノグループの取り組みを「Tadano Green Solutions」と名付けます。



## <長期環境目標に関する取り組み>

- ・事業活動におけるCO<sub>2</sub>削減

志度工場では2008年に最大出力260kwの太陽光パネルを設置し、香西工場でも2021年に最大出力1,182kwの太陽光パネルを設置しました。両工場においては、エネルギー効率が良くCO<sub>2</sub>排出の少ないバージ船を利用した製品輸送にも取り組んでおり、モーダルシフトも積極的に推進しています。

その他の事業所でも、太陽光パネルの設置やエアコンや照明の節電、社有車のEV化・HV化など、環境負荷低減に取り組んでいます。

#### ・製品におけるCO2削減

電気で油圧ポンプを駆動するシステム「E-PACK」の日本発売を発表しました。「E-PACK」は、外部電源により電動機駆動の油圧ポンプを作動させることで、エンジンを始動させることなくクレーン作業を可能にします。それにより、クレーン作業中の燃料消費がなくなりCO2排出ゼロを実現します。また、環境負荷の少ないバイオディーゼル燃料への対応も積極的に取り組んでいます。

#### [ご参考]

2022年4月、電気で作業と走行ができる、世界初となる「電動ラフテレーンクレーン」の商品化計画を発表しました。「電動ラフテレーンクレーン」は、クレーン作業・走行ともにCO2排出をゼロにすることができます。今後、さまざまな業界・パートナーの支援をいただきながら、2023年内の製品発売を目指します。



#### ・事業活動における廃棄物削減

当社における産業廃棄物の約90%は生産拠点から排出されています。分別の徹底、有価物化の推進、部品梱包材の脱プラ推進、余剰部品の有効活用などにより、産業廃棄物の削減を図っています。

2021年度には、有価物化推進として、廃油のリサイクル化に取り組みました。これまで焼却処分されていた廃油が資源として再利用できるようになりました。

#### <TCFD提言への対応>

TCFDのフレームワークに基づいて、気候変動が事業活動にもたらす機会とリスクを分析する「シナリオ分析」に取り組みました。今後も継続してシナリオ分析を深め、対応策の立案・実行を進めていきます。

[ご参考]

2022年4月、以下のとおり、シナリオ分析の結果を発表しました。当社グループにおけるTCFD提言への対応に関する詳細は当社ホームページ (<https://www.tadano.co.jp/ir/esg/tcfd.html>) をご覧ください。

<b>電動化など製品の気候変動対応が 生み出す変化と影響 (移行リスク&amp;機会)</b>	◆電動化製品の開発・製造・販売においてLE業界で遅れを取る／業界をリードする ◆電動化製品の製造・サプライチェーンにおいてハード面・ソフト面での備えが必要となる
<b>気候変動がもたらす社会・経済構造の 変化と影響 (移行リスク&amp;機会)</b>	◆当社製品が使われている市場・お客様に大きな社会・経済構造の変化が訪れる (化石燃料市場の縮小や各国CO2排出規制の強化／風力発電などGX投資の増加) ◆気候変動対応でLE業界において遅れを取る (レピュテーション・リスク) ／業界をリードする
<b>気温上昇・災害増加による現場への影響 (物理リスク&amp;機会)</b>	◆建設現場や製造現場での労働環境悪化、当社工場・サプライチェーンの被災リスク増加 (AIやロボット活用による自動化・作業容易化、災害増加による製品需要増加の可能性も)

私たちタダノグループは、「企業が社会や人との調和の中に生かされている存在」との認識のもと、地域社会・国際社会発展への貢献と地球環境の保全に役立つ事業活動を推進し、全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値を最大化することで、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、53億6千4百万円となりました。なお、当期中に完成した主要設備、当期において継続中の主要設備の新設・拡充及び重要な設備の除却・売却につきましては、特記すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当期の資金調達について特記すべき事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 (2019年3月期)	第72期 (2020年3月期)	第73期 (2021年3月期)	第74期(当期) (2022年3月期)
売上高	188,451百万円	227,949百万円	186,040百万円	205,661百万円
営業利益 又は営業損失(△)	15,835百万円	13,949百万円	△4,196百万円	5,251百万円
経常利益 又は経常損失(△)	15,604百万円	13,791百万円	△4,683百万円	5,454百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	11,462百万円	6,433百万円	△12,987百万円	13,096百万円
1株当たり 当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	90.52円	50.80円	△102.53円	103.33円
純資産	155,025百万円	158,158百万円	145,404百万円	160,313百万円
総資産	255,793百万円	311,260百万円	323,920百万円	344,719百万円
連結子会社数	31社	39社	40社	37社

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。  
 2. 2021年3月期第2四半期連結会計期間において、Demag事業買収に伴う企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2020年3月期(第72期)に係る各数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期(第74期)の期首から適用しており、2022年3月期(第74期)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

# 事業報告

## (5) 主要な事業内容

当社グループは、建機事業（建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売）を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、トラッククレーン、軌陸車
車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車
高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
その他	部品、修理、中古車、リフター等

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
タダノ・ファウンGmbH	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・デマージGmbH	20,000 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・アメリカCorp.	2,500 千米ドル	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
株式会社タダノアイレック	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売

(注) タダノ・アメリカCorp.の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

## (7) 主要な提携の状況

会社名	相手先	国名	提携内容
株式会社タダノ	コベルコ建機株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリア部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買

## (8) 主要な営業所及び工場等

区	分	名称及び所在地
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京事務所：東京都墨田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、 香西工場：香川県高松市、多度津工場：香川県多度津町、 千葉工場：千葉県千葉市
	研究所・試験場	技術研究所：香川県高松市 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支 店 等	北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、 北陸支店：富山県富山市、関東支店：埼玉県上尾市、 東京支店：東京都墨田区、中部支店：愛知県一宮市、 関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、 中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 中東事務所：アラブ首長国連邦・ドバイ市 モスクワ事務所：ロシア・モスクワ市 バンコク事務所：タイ王国・バンコク市
重要な子会社	本社及び工場	タダノ・ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・デマーグ GmbH：ドイツ・ラインラント＝プファルツ州 （本社及び工場） タダノ・アメリカ Corp.：米国・テキサス州（本社） 株式会社タダノアイレック：香川県多度津町（本社及び工場） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社）

(注) 2022年4月1日より東京事務所を墨田区から千代田区へ移転し東京オフィスに改称しております。

# 事業報告

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
日 本	2,381 名	+ 96 名
欧 州	1,645	△ 563
米 州	275	+ 2
そ の 他	288	△ 20
合 計	4,589	△ 485

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,539名	+72名	42.1歳	16.6年

(注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。  
2. 従業員数には、嘱託94名を含み、出向者121名は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高			
	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金	合 計	計
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	20,047 百万円	2,300 百万円	22,347	百万円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	9,496	1,400	10,896	
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	2,500	1,960	4,460	

(注) 1. 借入金総額44,389百万円の10%以上の借入先を記載しております。  
2. 1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含むこととしております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,500,355株  
(自己株式2,726,699株含む)

(3) 株主数 8,240名

### (4) 大株主

株主名	当社への出資状況			
	持株数	持株比率	持株比率	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	14,762	千株	11.6	%
株式会社日本カストディ銀行	7,387		5.8	
日本生命保険相互会社	6,301		4.9	
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,663		4.4	
株式会社みずほ銀行	5,246		4.1	
株式会社百十四銀行	5,171		4.0	
明治安田生命保険相互会社	4,000		3.1	
株式会社三菱UFJ銀行	3,367		2.6	
タダノ取引先持株会	3,252		2.5	
第一生命保険株式会社	3,211		2.5	

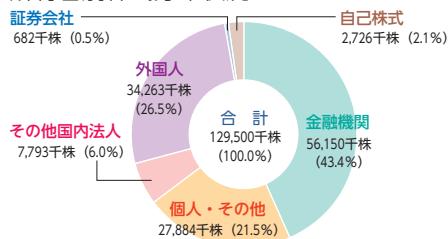
- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
2. 株式会社日本カストディ銀行及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、全て当該各社の信託業務に係る株式であります。  
3. 第一生命保険株式会社の持株数には、特別勘定口3千株を含んでおります。

### (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として交付した金銭の払い込みと引き換えに当社役員に交付した株式の状況

株式数	交付対象者数	
取締役（社外取締役を除く）	55,016株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (2) ①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

(ご参考)  
所有者別株式分布状況



## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多田野 宏 一	一般財団法人多田野奨学会理事長
代表取締役社長・CEO	氏 家 俊 明	欧州事業部門統括
取締役・執行役員専務	奥 山 環	研究・開発 関連
取締役・執行役員常務	澤 田 憲 一	ものづくり 関連
取締役 (筆頭独立社外取締役)	村 山 昇 作	東邦ホールディングス株式会社社外取締役、一般社団法人天体望遠鏡博物館代表理事
取 締 役	石 塚 達 郎	株式会社日立製作所アドバイザー、公益財団法人日立財団理事長、アステラス製薬株式会社社外取締役、K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役、AGC株式会社社外監査役
取 締 役	大 塚 聡 子	日本電気株式会社宇宙システム事業部第一宇宙システムグループエキスパート
取 締 役	蓼 沼 宏 一	一橋大学大学院経済学研究科教授
取 締 役	野 口 由 典	
常 勤 監 査 役	西 陽 一 朗	
常 勤 監 査 役	池 浦 雅 彦	
常 勤 監 査 役	井之川 和 司	
監 査 役	加 藤 真 美	弁護士(桜丘法律事務所)、前澤化成工業株式会社社外取締役、株式会社ビジョナリーホールディングス社外取締役監査等委員
監 査 役	鈴 木 久 和	株式会社CRI・ミドルウェア社外取締役監査等委員

- (注) 1. 当期中の取締役の異動  
 就任 2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、石塚達郎、大塚聡子、蓼沼宏一の各氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。  
 退任 2021年6月25日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、吉田康之氏は取締役に退任いたしました。
2. 当期中の監査役の異動  
 就任 2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において、池浦雅彦、加藤真美の両氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。  
 退任 2021年6月25日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、北村明彦、三宅雄一郎の両氏は監査役に辞任いたしました。
3. 取締役のうち村山昇作、石塚達郎、大塚聡子、蓼沼宏一、野口由典の各氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役のうち井之川和司、加藤真美、鈴木久和の各氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役 鈴木久和氏は、SCSK株式会社においてIR・財務の分掌役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 村山昇作氏の重要な兼職先である東邦ホールディングス株式会社、一般社団法人天体望遠鏡博物館と当社との間に特別な関係はありません。
7. 取締役 石塚達郎氏の重要な兼職先である株式会社日立製作所、公益財団法人日立財団、アステラス製薬株式会社、K&Oエナジーグループ株式会社及びAGC株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
8. 取締役 大塚聡子氏の重要な兼職先である日本電気株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
9. 取締役 蓼沼宏一氏の重要な兼職先である一橋大学と当社との間に特別な関係はありません。
10. 監査役 加藤真美氏の重要な兼職先である桜丘法律事務所、前澤化成工業株式会社及び株式会社ビジョナリーホールディングスと当社との間に特別な関係はありません。
11. 監査役 鈴木久和氏の重要な兼職先である株式会社CRI・ミドルウェアと当社との間に特別な関係はありません。

[ご参考]2022年4月1日現在の取締役及び執行役員・技監・理事の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役会長	多田野 宏 一	
代表取締役社長・CEO	氏 家 俊 明	欧州事業部門統括
取締役執行役員常務 グローバルオフィサー	澤 田 憲 一	ものづくり 関連、インド事業部門担当、グローバルオフィス (R T ・ T C)
取締役・フェロー	奥 山 環	研究・開発 関連
取 締 役 (筆頭独立社外取締役)	村 山 昇 作	
取 締 役	石 塚 達 郎	
取 締 役	大 塚 聡 子	
取 締 役	蓼 沼 宏 一	
取 締 役	野 口 由 典	
執行役員常務	飯 村 慎 一	米州事業部門統括、タダノ・アメリカ・ホールディングス取締役社長・CEO、 タダノ・アメリカCorp.取締役会長・CEO
執行役員常務 グローバルオフィサー	イェンス・エネン	欧州事業部門担当、グローバルオフィス (A T ・ C C ・ T B C)、タダノ・デ マージGmbH取締役社長、タダノ・ファウンGmbH取締役社長
執行役員常務	合 田 洋 之	開発部門担当
執行役員常務	小 滝 哲	欧州事業部門担当、タダノ・ヨーロッパ・ホールディングス取締役社長
執行役員常務	安 富 雄 史	国内営業部門担当、国内営業企画部長
執行役員常務 グローバルオフィサー	八 代 倫 明	I C T部門・営業統括部門担当、マーケティング部門・インド事業部門担当補 佐、D X推進担当、グローバルオフィス (グローバルストラテジー)、グローバ ル事業推進部長
執 行 役 員	程 箭	中国事業部門担当、中国総代表
執 行 役 員 グローバルオフィサー	インゴ・シラー	マーケティング部門担当CMO、グローバルオフィス (グローバルマーケティ ング)、タダノ・アメリカ・ホールディングス取締役
執 行 役 員	徳 田 裕 司	C S部門担当
執 行 役 員	森 田 士 朗	欧州技術研究部門担当、タダノ・ヨーロッパ・ホールディングス取締役 (技研 担当)
執 行 役 員	吉 田 耕 三	企画管理部門担当、コンプライアンス担当、戦略企画室長
執 行 役 員	入 船 雄 一	購買部門担当
執 行 役 員	野 口 真 児	日本技術研究部門担当、開発部門担当補佐
執 行 役 員	木 島 達 也	品質安全部門担当
執 行 役 員	二 村 泰 寛	生産部門担当
執 行 役 員	福 井 敬	豪亜営業部門担当、タダノ・アジアPte. Ltd.取締役社長、タダノ・オセアニア Pty Ltd取締役会長、タダノ・イタルタイCo., Ltd.取締役会長
技 監	大 西 和 弘	品質管理部長
技 監	宗 野 雄 二	試験研究部長
理 事	橋 本 勝 久	経理部長
理 事 グローバルオフィサー	浦 野 輝 虎	グローバルオフィス (T M ・ A W P)、高所・T M営業部長

(注) 優れた専門性を持ち、多大な貢献が認められ、当社の技術分野を強く牽引できる人材について、執行役員に次ぐ職位として「技監」職を設置しております。また、当社の事業戦略推進において、多大な貢献が認められると共に、人物的にも他の模範となり、今後更に当社の事業戦略を強く牽引できる人材について、執行役員に次ぐ職位として「理事」職を設置しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の報酬等

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額の決定に関する方針を以下のとおり決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について半数以上が社外取締役・社外監査役で構成される取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会に諮問して答申を得ております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

<取締役の報酬等の額の決定に関する方針>

#### 1. 基本方針

当社の取締役報酬に関しては、定款の定めに従い、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）、また2020年6月25日開催の第72回定時株主総会決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額について、前記の報酬限度額の内枠で、年額90百万円以内として承認を得ている。

個々の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、①固定報酬（金銭報酬）②変動報酬としての業績連動報酬（金銭報酬）及び③非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成するものとする。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性に鑑み、固定報酬（金銭報酬）のみとする。

#### 2. 固定報酬（金銭報酬）の決定に関する方針

取締役の固定報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、他社水準や従業員給与の水準を考慮した役位別の手当と基本報酬で構成される。

社外取締役の固定報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、他社水準や職責を考慮して決定する。

#### 3. 業績連動報酬（金銭報酬）の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結当期純利益を業績指標として支給額を決定し、上記固定報酬と合わせ月例で支給する。具体的には、連結当期純利益の金額に連動した0%～50%の支給率を定め、以下の算定式で決定する。なお、支給率については、経営環境の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

業績連動報酬 = 役位別基本報酬 × 業績指標に基づく支給率

#### 4. 非金銭報酬等の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、非金銭報酬等は譲渡制限付株式とする。毎年7月の取締役会において取締役への譲渡制限付株式の付与を決議して、8月に1年分を一括して付与することとする。

具体的な付与株式数は、年間の基本報酬総額の36%に相当する金額を、譲渡制限付株式の付与に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として決定された1株当たりの払込金額で除した数とする。

なお、譲渡制限付株式は、以下の内容を含むものとする。

##### ①譲渡制限及び譲渡制限期間

取締役は、譲渡制限付株式について、付与日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### ②無償取得事由

任期中の正当な理由によらない途中退任、法令又は社内規則の違反その他譲渡制限付株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得する。

#### 5. 金銭報酬と非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

金銭報酬と非金銭報酬等の内容及び割合は、以下のとおりとする。

	金銭報酬		非金銭報酬等
	固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役	役位手当 + 基本報酬 約65%	基本報酬 × 支給率(25%) 約15%	基本報酬 × 36% 約20%
社外取締役	固定報酬 100%	—	—

※ 業績連動報酬は、連結当期純利益の金額に連動した支給率を25%と仮定した場合

#### 6. 個人別の報酬等の決定の方法

取締役及び社外取締役の報酬について、取締役会は公正性と透明性を確保するため、事前に半数以上が社外取締役・社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて決定する。

##### ② 監査役の報酬等

監査役の報酬額については、定款の定めに従い、2008年6月24日開催の第60回定時株主総会決議により、年額100百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）としており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。具体的な監査役の報酬の算定につきましては、監査役会にて決定した基準に従い算定しております。

# 事業報告

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	10名 (6名)	322百万円 (64百万円)	262百万円 (64百万円)	—	59百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	71百万円 (35百万円)	71百万円 (35百万円)	—	—

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)は支払っておりません。  
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、交付に関する条件等は「①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2.(5)当該事業年度中に職務執行の対価として交付した金銭の払い込みと引き換えに当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。  
 3. 取締役の報酬額については、定款の定めに従い、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会決議により、年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額80百万円以内)としており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は5名)です。また、2020年6月25日開催の第72回定時株主総会決議により、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額について、前記の報酬限度額の枠内で、年額90百万円以内としており、当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。

## (3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

### ① 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役 (筆頭独立 社外取締役)	村山昇作	17回中17回 (100%)	—	経済、金融及び企業経営に関する豊富な知識と経験等に基づく観点から、筆頭独立社外取締役として、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て(7回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督を務めております。
取締役	石塚達郎	13回中13回 (100%)	—	経営者としての長年にわたる豊富な経験と幅広い見識等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て(4回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督を務めております。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	大塚 聡子	13回中13回 (100%)	—	製品開発や男女共同参画委員会等で培った豊富な知識と経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
取締役	蓼沼 宏一	13回中13回 (100%)	—	経済学に関する見識及び大学運営における豊富な経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（4回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督を務めております。
取締役	野口 由典	17回中17回 (100%)	—	企業経営に関する豊富な知識と経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督を務めております。
監査役	井之川 和司	17回中17回 (100%)	14回中14回 (100%)	コンプライアンスに関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監査役	加藤 真美	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)	弁護士としての専門的見地及び企業法務に関する豊富な知識と経験並びに社外役員としての経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（4回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督を務めております。
監査役	鈴木 久和	17回中17回 (100%)	14回中14回 (100%)	企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。

- (注) 1. 取締役 石塚達郎、大塚聡子、蓼沼宏一の名氏は、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2021年6月25日以降に開催された取締役会及び指名報酬諮問委員会への出席状況を記載しております。
2. 監査役 加藤真美氏は、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会において選任され就任いたしましたので、2021年6月25日以降に開催された取締役会、監査役会及び指名報酬諮問委員会への出席状況を記載しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員、国内子会社の取締役・監査役であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずる損害が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。但し法令違反を認識して行った行為に起因する損害の場合は補償されない等、一定の免責事由があります。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	96百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96百万円

- (注) 1. 監査役会は、当該事業年度の監査計画における監査日数等から見積もられた報酬額につき、過年度実績の評価も踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 重要な子会社のうち、タダノ・ファウン GmbH 及びタダノ・デマーグ GmbH は、デロイト トウシュ GmbH、タダノ・アメリカCorp.は、デロイト トウシュ LLP の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに持株比率は、数値未満を切り捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2022年3月31日	2021年3月31日		2022年3月31日	2021年3月31日
	現	在		現	在
<b>資産の部</b>					
<b>流動資産</b>	<b>257,706</b>	<b>239,149</b>	<b>流動負債</b>	<b>109,421</b>	<b>94,646</b>
現金及び預金	118,396	103,110	支払手形及び買掛金	33,126	27,666
受取手形	6,838	8,057	電子記録債務	5,747	4,376
売掛金	37,656	36,659	短期借入金	34,803	31,618
電子記録債権	3,699	4,057	リース債務	1,001	1,013
商品及び製品	41,632	44,839	未払金	8,181	10,154
仕掛品	24,759	24,094	未払法人税等	3,523	538
原材料及び貯蔵品	17,059	13,075	前受金	4,377	1,523
その他	8,280	5,837	製品保証引当金	3,896	4,072
貸倒引当金	△617	△582	排ガス規制関連損失引当金	6,397	4,483
<b>固定資産</b>	<b>87,013</b>	<b>84,770</b>	未經過割賦販売利益	—	55
<b>有形固定資産</b>	<b>67,361</b>	<b>68,046</b>	その他	8,366	9,143
建物及び構築物	25,519	26,128	<b>固定負債</b>	<b>74,984</b>	<b>83,869</b>
機械装置及び運搬具	9,344	9,944	社債	50,000	50,000
土地	26,222	25,752	長期借入金	9,585	9,581
リース資産	1,017	1,031	リース債務	2,786	2,374
建設仮勘定	1,610	1,155	繰延税金負債	307	378
その他	3,646	4,035	再評価に係る繰延税金負債	1,566	2,109
<b>無形固定資産</b>	<b>2,571</b>	<b>1,692</b>	退職給付に係る負債	9,818	18,542
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,080</b>	<b>15,031</b>	その他	918	883
投資有価証券	8,042	7,731	<b>負債合計</b>	<b>184,406</b>	<b>178,515</b>
繰延税金資産	8,029	6,647	<b>純資産の部</b>	<b>156,502</b>	<b>144,307</b>
その他	1,359	1,067	<b>株主資本</b>	<b>13,021</b>	<b>13,021</b>
貸倒引当金	△350	△414	資本金	13,021	13,021
<b>資産合計</b>	<b>344,719</b>	<b>323,920</b>	資本剰余金	16,876	16,837
			利益剰余金	129,113	117,030
			自己株式	△2,508	△2,582
			<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,612</b>	<b>△257</b>
			その他有価証券評価差額金	1,453	1,448
			土地再評価差額金	1,813	1,270
			為替換算調整勘定	△268	△2,662
			退職給付に係る調整累計額	△385	△314
			<b>非支配株主持分</b>	<b>1,198</b>	<b>1,354</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>160,313</b>	<b>145,404</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>344,719</b>	<b>323,920</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2021年4月1日から2022年3月31日まで	2020年4月1日から2021年3月31日まで
売上高	205,661	186,040
売上原価	159,336	150,944
割賦販売利益繰延前売上総利益	46,325	35,095
未経過割賦販売利益戻入	—	92
未経過割賦販売利益繰入	—	36
売上総利益	46,325	35,150
販売費及び一般管理費	41,073	39,347
営業利益又は営業損失 (△)	5,251	△4,196
営業外収益	1,162	572
受取利息	29	50
受取配当金	117	124
為替差益	114	35
助成金収入	179	149
投資事業組合運用益	251	—
償却債権取立益	228	—
雑収益	241	211
営業外費用	960	1,058
支払利息	660	578
社債発行費	—	53
支払和解金	165	—
雑損失	134	426
経常利益又は経常損失 (△)	5,454	△4,683
特別利益	12,683	138
固定資産売却益	15	138
負ののれん発生益	582	—
投資有価証券売却益	121	—
欧州事業再生関連収益	11,142	—
訴訟関連収益	821	—
特別損失	1,937	7,813
固定資産除売却損	51	90
減損損失	489	—
投資有価証券評価損	—	687
排ガス規制関連損失引当金繰入	1,338	4,207
欧州事業再生関連費用	—	2,827
関係会社清算損	1	—
タイ事業再編関連損失	55	—
その他	0	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	16,200	△12,358
法人税、住民税及び事業税	4,528	1,563
法人税等調整額	△1,431	△964
当期純利益又は当期純損失 (△)	13,103	△12,957
非支配株主に帰属する当期純利益	7	29
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	13,096	△12,987

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2022年3月31日	2021年3月31日		2022年3月31日	2021年3月31日
	現	在		現	在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>180,588</b>	<b>162,147</b>	<b>流動負債</b>	<b>89,750</b>	<b>73,688</b>
現金及び預金	90,928	69,528	支払手形	2,536	2,684
受取手形	6,513	7,086	電子記録債務	5,747	4,376
電子記録債権	3,621	4,011	買掛金	23,005	17,139
売掛金	31,989	31,880	短期借入金	40,097	37,392
商品及び製品	17,182	15,012	リース債務	356	367
仕掛品	8,893	9,238	未払金	4,829	3,628
原材料及び貯蔵品	5,047	4,163	未払費用	1,421	1,023
未収入金	1,905	381	未払法人税等	2,789	452
関係会社短期貸付金	13,831	20,023	未払消費税等	—	115
その他	759	880	製品保証引当金	763	754
貸倒引当金	△86	△59	排ガス規制関連損失引当金	6,397	4,483
			未經過割賦販売利益	—	55
<b>固定資産</b>	<b>120,224</b>	<b>114,157</b>	その他	1,805	1,215
<b>有形固定資産</b>	<b>48,767</b>	<b>49,664</b>	<b>固定負債</b>	<b>67,948</b>	<b>68,305</b>
建物	17,926	18,617	社債	50,000	50,000
構築物	1,983	2,000	長期借入金	9,410	9,410
機械及び装置	6,595	6,660	リース債務	631	580
車両運搬具	92	148	再評価に係る繰延税金負債	1,566	2,109
工具器具及び備品	718	908	退職給付引当金	5,659	5,580
土地	19,536	19,536	長期未払金	57	38
リース資産	954	942	その他	623	586
建設仮勘定	959	851	<b>負債合計</b>	<b>157,699</b>	<b>141,993</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,634</b>	<b>1,723</b>	<b>純資産の部</b>		
特許権等	970	1,024	<b>株主資本</b>	<b>139,846</b>	<b>131,591</b>
借地権	29	29	資本金	13,021	13,021
ソフトウェア	127	169	資本剰余金	16,970	16,940
その他	507	500	資本準備金	16,913	16,913
			その他資本剰余金	56	27
<b>投資その他の資産</b>	<b>69,822</b>	<b>62,769</b>	利益剰余金	112,363	104,211
投資有価証券	7,990	7,679	利益準備金	2,409	2,409
関係会社株式	15,852	15,949	その他利益剰余金	109,954	101,802
出資金	0	0	固定資産圧縮積立金	1,303	1,228
関係会社出資金	39,416	34,112	別途積立金	27,060	27,060
長期滞留営業債権	276	276	繰越利益剰余金	81,591	73,513
長期前払費用	312	53	自己株式	△2,508	△2,582
繰延税金資産	5,809	4,653	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,266</b>	<b>2,719</b>
その他	461	342	その他有価証券評価差額金	1,453	1,448
貸倒引当金	△297	△296	土地再評価差額金	1,813	1,270
<b>資産合計</b>	<b>300,812</b>	<b>276,304</b>	<b>純資産合計</b>	<b>143,113</b>	<b>134,310</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>300,812</b>	<b>276,304</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別計算書類

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2021年4月1日から2022年3月31日まで	2020年4月1日から2021年3月31日まで
売上高	130,458	119,223
売上原価	95,174	88,830
割賦販売利益繰延前売上総利益	35,284	30,392
未経過割賦販売利益戻入	—	92
未経過割賦販売利益繰入	—	36
売上総利益	35,284	30,448
販売費及び一般管理費	24,851	24,124
営業利益	10,433	6,323
営業外収益	3,452	1,532
受取利息	184	155
受取配当金	2,460	961
為替差益	188	249
助成金収入	155	—
雑収益	463	166
営業外費用	704	725
支払利息	258	182
社債利息	211	204
社債発行費	—	53
支払和解金	165	—
雑損失	68	284
経常利益	13,181	7,130
特別利益	124	14
固定資産売却益	3	14
投資有価証券売却益	121	—
特別損失	2,012	12,810
固定資産除売却損	16	28
減損損失	19	—
投資有価証券評価損	—	687
関係会社出資金評価損	—	7,887
排ガス規制関連損失引当金繰入	1,338	4,207
関係会社株式評価損	473	—
関係会社清算損	3	—
訴訟関連損失	160	—
その他	0	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	11,293	△5,665
法人税、住民税及び事業税	3,178	987
法人税等調整額	△1,050	△737
当期純利益又は当期純損失 (△)	9,166	△5,916

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 タダノ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
高松事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 タダノ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
高松事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、往査を控えた事業所や支店等は、その代替方法としてウェブ会議システムを使用して、職務の執行状況についての意思疎通及び情報の交換を行い、状況について報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ なお、事業報告に記載の、米国排ガス規制の緩和措置に関する自己申告について当事業年度において追加費用の引当計上がありました。また、当局との協議は継続中であり、今後の対応を注視してまいります。また、事業再生手続き完了後のドイツ子会社の今後の運営についても引き続き注視してまいります。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社 タダノ 監査役会

常勤監査役	西 陽一朗	Ⓔ
常勤監査役	池 浦 雅 彦	Ⓔ
常勤監査役	井之川 和 司	Ⓔ
監 査 役	加 藤 真 美	Ⓔ
監 査 役	鈴 木 久 和	Ⓔ

(注) 常勤監査役 井之川和司、監査役 加藤真美、監査役 鈴木久和は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 第74回定時株主総会 会場ご案内図

## 会場

香川県高松市木太町2191番地 1  
高松国際ホテル  
新館2階 瀬戸の間

## ご参考(交通手段)

### ことでん路線バス

(庵治線 / 大学病院線 国際ホテル前下車)

JR高松駅前⑦のりば

発車時刻 午前 8 時58分

琴電瓦町駅①のりば

発車時刻 午前 9 時 9 分

### タクシー

JR高松駅から 15分

琴電瓦町駅から 10分

■高松国際ホテルには、  
駐車場もございます。

